宅地造成に関する工事及び許可申請の慎重審査を求める意見書

平成２６年５月２１日付けで海田町で受け付け，６月５日に広島県西部建設事務所へ進達し，１０月８日付けで許可された三迫一丁目１０６４番の一部ほか９筆，面積３，２７１．３８平方メートルの宅地造成に関する工事は，土石流危険渓流として公表されている谷筋を大規模に盛土するものであることから，近隣住民の方々から集中豪雨等による土砂災害の発生に対する強い懸念が寄せられている。

特に本年８月２０日に広島市で発生した豪雨災害をはじめ，近年，各地で従来の想定を超える集中豪雨による災害が発生し，国に対して各所から法の見直しについての要望がなされ，それを受け，国においては「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」を改正されたところである。

この工事箇所が現行の基準を満たしており，宅地造成としての許可を出さざるを得ないとしても，本工事が土砂災害の危険性を助長するものであると住民が危惧していることから，住民の生命と財産を守る使命のある町議会としても，これを看過することはできない。

こうした現状を踏まえ，事業者に対して，盛土全体の安定性を確保するとともに，近隣住民に十分納得のいく説明を行うよう強く指導すること及び今後同様の宅地造成に関する工事許可申請についても，特段の配慮をもって慎重に審査されることを強く求める。

以上，地方自治法第９９条の規定により，意見書を提出する。

平成２６年１２月５日

海　田　町　議　会

広島県知事　湯﨑　英彦　様